

取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習に関する規程

令和5年2月27日
秋田県公安委員会規程第1号

改正 平成15年5月21日
平成27年5月26日
平成29年2月9日
令和3年2月17日
令和4年5月2日
令和5年2月27日

取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習に関する規程を次のように定める。

取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習に関する規程

取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習に関する規程（平成15年秋田県公安委員会規定第2号）の一部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第2号に規定する講習（以下「取消処分者講習」という。）、法第108条の2第1項第10号に規定する講習（以下「初心運転者講習」という。）及び法第108条の2第1項第14号に規定する講習（以下「若年運転者講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定講習機関

（名称等の変更の届出等）

第2条 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第4条第1項及び第3項に規定する届出は、別記様式第1号の公示事項等の変更の届出により提出するものとする。

（運転適性指導員等の解任）

第3条 法第108条の5第3項に規定する解任命令は、別記様式第2号の解任命令書を交付して行うものとする。

（講習業務規程の認可の申請）

第4条 規則第9条第1項に規定する認可を受けようとする者は、別記様式第3号の講習業務規程認可申請書を提出しなければならない。

2 規則第9条第2項に規定する変更の許可を受けようとする者は、別記様式第4号の講習業務規定変更認可申請書を提出しなければならない。

（適合命令等）

第5条 法第108条の8に規定する命令は、別記様式第5号の適合命令書を交付して行うものとする。

（講習の休廃止の許可等）

第6条 規則第14条第1項に規定する申請は、別記様式第6号の講習の休廃止の許可申請書を提出しなければならない。

（指定の取消し）

第7条 法第108条の11に規定する指定の取消しは、別記様式第7号の指定講習機関の指定の取消通知書により通知するものとする。

（備付帳簿）

第8条 規則第12条に規定する備付帳簿は、別記様式第8号の帳簿によるものとする。

第3章 取消処分者講習

（運転適性指導員の資格審査）

第9条 規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う審査は、公安委員会が行う法第108条の2第1項第2号又は第14号に規定する講習に従事した経験のある者のうち、従事した期間が通算3年以上で、従事した期間終了後5年を経過していない者（以下「講習指導員」という。）について行い、次に掲げる項目を審査するものとする。

（1）講習指導員として従事した経験等の書面審査

（2）運転適性検査器材による検査、二輪及び四輪車の実車による検査及び運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能

（3）人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力についての面接

2 審査の申請は、別記様式第9号の運転適性指導員審査申請書により指定講習機関の管理者が行うものとする。

（運転適性指導員に対する実務実習）

第10条 秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第16条の13第2項に基づく実務実習は、別表第1の取消処分者講習に係る実務実習実施基準のとおりとする。

（補充教養の実施）

第11条 公安委員会は、前条の実務実習の結果、判定値にEの項目があるときは、当該項目について補充の教養を行うものとする。

（講習対象者）

第12条 取消処分者講習（この章において「講習」という。）は、取消処分者等（「免許の拒否、取消し又は運転の禁止処分を受けた者」をいう。）及び準取消処分者等（「免許が失効したため免許の取消しを受けなかった者」をいう。）を対象とする。ただし、当該講習対象者のうち、以下のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

- （1） 運転免許の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（令和2年法律第47号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者
- （2） 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

（講習計画書の作成）

第13条 指定講習機関の管理者は、講習を行うときは、あらかじめ別記様式第10号の取消処分者講習計画書を作成し公安委員会に提出するものとする。

（講習受講者の受付等）

第14条 細則第16条の2第1項に規定する日時、場所の指定は、講習の受講申出者に対し、別記様式第11号の取消処分者講習通知書により通知するものとする。

2 講習実施機関は、細則第16条の2第2項に規定する取消処分者講習申出書（以下「申出書」という。）には、次に掲げる書類を添付させ、受講者本人であることを確認するものとする。

- （1） 住民票（本籍が記載されているもの。）
- （2） 写真2枚（申出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの。）
- （3） 取消処分者講習通知書

（講習の実施）

第15条 講習は、「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第2及び別表第3）に、飲酒取消講習については「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第4及び別表第5）に準拠し、13時間の範囲において講習指導案を作成の上、実施するものとする。

2 実車による技能診断を実施するコースは、別表第6の四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点及び別表第7の二輪車技能診断課題設定の基準に基づき設定し、運転技能診断は、別記様式第12号の運転技能診断票を使用して行い、終了後に当該診断票を受講者本人に交付するものとする。

3 降雪等の悪天候等の事情により、予定していた講習科目の実施が困難なときは、現場の状況により講習科目等を適宜変更しても差し支えないものとする。

（講習結果報告）

第16条 規則第11条に基づく報告は、別記様式第13号の取消処分者講習実施結果報告書に講習終了証明書の写しを添付するものとする。

（講習受講者名簿の作成）

第17条 運転免許センター長は、別記様式第14号の取消処分者講習受講者名簿を作成し、講習実施状況を明らかにしておくものとする。

（講習終了証明書の再交付）

第18条 指定講習機関は、細則第16条の2第5項に規定する終了証明書の再交付を行う場合は、公安委員会にその旨を報告しなければならない。

第4章 初心運転者講習

（運転習熟指導員の審査等）

第19条 規則第7条第1項第5号に規定する公安委員会が行う運転習熟指導員の資格審査を受けることができる者は、法第99条の3第1項の規定により選任された教習指導員とし、別表第8の運転習熟指導員審査基準により審査するものとする。

2 審査の申請は、別記様式第15号の運転習熟指導員審査申請書により指定講習機関の管理者が行うものとする。

3 当該審査に合格したときは、別記様式第16号の運転習熟指導員審査合格証明書を交付するものとする。

4 指定講習機関が選任した運転習熟指導員には、別記様式第17号の初心運転者講習指導員証を交付するものとする。

（講習計画の作成）

第20条 指定講習機関の管理者は、あらかじめ別記様式第18号の初心運転者講習計画書を作成し公安委員会に提出するものとする。

(講習中止の通知)

第21条 公安委員会は、初心運転者講習（以下この章において「講習」という。）を受けようとする者が、法第100条の2第1項第3号に該当するときは、別記様式第19号の初心運転者講習中止通知書を通ずるものとする。

(受講者の受付等)

第22条 指定講習機関は、細則第16条の7第1項に規定する初心運転者講習申出書の提出を受けたときは、初心運転者講習通知書及び運転免許証の提示を求め、本人であることを確認するものとする。

2 指定講習機関は、初心運転者講習通知書を持参しなかった者については、公安委員会に照会し当該講習を受ける者であることを確認するものとする。

3 指定講習機関は、当該講習を受ける者から講習の日時の変更の申出があったときは、初心運転者講習通知書到着日の翌日から起算して1か月以内に限り受け付けるものとする。

(講習の実施)

第23条 講習は、別表第9の初心運転者講習細目に準拠して行うものとする。

2 講習は、原則として週2回以上実施するものとする。

3 降雪等の悪天候等の事情により、予定していた講習科目の実施が困難なときは、現場の状況により講習科目等を適宜変更しても差し支えないものとする。

4 路上講習は、車両に「講習中」の標識を取り付けて行うものとする。

(講習の補充)

第24条 指定講習機関は、受講者が病気、その他緊急やむを得ない理由により受講を中断した場合は、次回の初心運転者講習時に欠講科目を補充するものとする。

(講習終了後の措置)

第25条 規則第11条に規定する報告は、別記様式第20号の初心運転者講習実施結果報告書により行い、初心運転者講習通知手数料納付書を添えて報告するものとする。

(講習終了証明書の再交付)

第26条 細則第16条の7第2項に規定する終了証明書を紛失したときは、別記様式第21号の初心運転者講習終了証明書再交付申請書を指定講習機関に提出し、終了証明書の再交付を受けることができるものとする。

2 指定講習機関は、前項に規定する終了証明書の再交付を行うときは、公安委員会にその旨を報告しなければならない。

第5章 若年運転者講習

(若年運転者講習を行う運転適性指導員の審査)

第27条 若年運転者講習を行う運転適性指導員の審査は、第9条を準用する。

(講習計画の作成)

第28条 指定講習機関の管理者は、あらかじめ別記様式第22号の若年運転者講習計画書を作成し公安委員会に提出するものとする。

(受講者の受付等)

第29条 指定講習機関は、細則第16条の14第1項に規定する若年運転者講習申出書の提出を受けたときは、若年運転者講習通知書及び運転免許証の提示を求め、本人であることを確認するものとする。

2 指定講習機関は、若年運転者講習通知書を持参しなかった者については、公安委員会に照会し当該講習を受ける者であることを確認するものとする。

3 指定講習機関は、当該講習を受ける者から講習の日時の変更の申出があったときは、若年運転者講習通知書到着日の翌日から起算して1か月以内に限り受け付けるものとする。

(講習の実施)

第30条 講習は、別表第10の若年運転者講習項目に準拠して行うものとする。

2 降雪等の悪天候等の事情により、予定していた講習科目の実施が困難なときは、現場の状況により講習科目等を適宜変更しても差し支えないものとする。

3 講習車両には、「講習中」の標識を前方又は後方から見やすいように取り付けて行うものとする。

(講習の補充)

第31条 指定講習機関は、受講者が病気、その他緊急やむを得ない理由により受講を中断した場合は、次回の若年運転者講習時に欠講科目を補充するものとする。

(講習終了後の措置)

第32条 規則第11条に規定する報告は、別記様式第23号の若年運転者講習実施結果報告書により行い、若年運転者講習通知手数料納付書を添えて報告するものとする。

(講習終了証明書の再交付)

第33条 細則第16条の14第2項に規定する終了証明書を紛失したときは、別記様式第24号の若年運転者講習終了証明書再交付申請書を指定講習機関に提出し、終了証明書の再交付を受けることができるものとする。

2 指定講習機関は、前項に規定する終了証明書の再交付を行うときは、公安委員会にその旨を報告しなければならない。

附 則 (平成15年5月21日秋田県公安委員会規程第2号)

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月26日秋田県公安委員会規程第7号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月9日秋田県公安委員会規程第2号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (令和3年2月17日秋田県公安委員会規程第1号)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月2日秋田県公安委員会規程第4号)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和5年2月27日秋田県公安委員会規程第1号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。